

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月26日(月)午後1時30分から午後3時
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

4. 欠席委員 飯塚真砂美
爲ヶ井晴一

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

6. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 岡田隆史
事務局次長 野口武士
主事 漆原寛 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、6月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、8名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	9番 木村 俊之委員、11番 川田 英之委員のご兩人にお願い
	します。
	なお、本委員会への欠席通知は、飯塚真砂美委員、爲ヶ井委員より
	出されております。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果
報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
	いたします。受付番号283番では、譲渡人は耕作が難しいことから、
	譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、
	約200mの場所に位置しております。申請の事由は、自家消費栽培
	のため農地を取得するものです。そのほか、機械、労働力、技術、
	耕作状況等についても問題がないと思われま
	す。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の
全てを満たしていると考えます。以上で事務局からの説明を終了	
させていただきます。	
2番	受付番号283号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書
	類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地
	は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用
	したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑を
	かけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを
履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。	
以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。	

議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。	
9 番	下限面積廃止後、初めての案件なのでしょうか。	
事務局	そのとおりです。	
9 番	相談件数はどの程度ありましたか。	
事務局	不動産業者が多かったが、市民からも出るようになりました。今後増えていくと想定されます。	
事務局	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。	
(議案第2号)	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。	
	(起立全員)	
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。	
	引き続き、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。	
	事務局より説明いたします。	
事務局	議案第2号 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。269号では、自己用住宅敷を設けるものです。現在、兄弟で生活しており、このほど兄である申請人は、この実家のそばに住宅を建築するため敷地を調査したところ、申請地は、農地でした。今回改めて農地法の許可を得て、自己用住宅敷としての申請を行うものです。農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。270号では、進入路を設けるものです。申請人が住宅の建替を計画し調査したところ、進入路が農地であることが判明しました。そのため、進入路敷として申請するものです。農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅への進入路であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、例外に該当し、許可相当になるものと思われれます。また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
	11番	受付番号269号について調査報告いたします。

	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書・始末書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、私達兄弟は互いの家族とともに羽生市大字
	に居住しております。今般、私は長年の夢であった自分自身の家を建てたいと考えました。現在の居住地は居住以外に車庫や物置があるため、この敷地内に建築することが難しいので、南側の土地、羽生市大字
	で建築する計画を考えました。新築する事に関して、住宅メーカーや土地家屋調査士に調査してもらったところ、建築計画地が農地法に違反している状態にあることや、現在居住地は建築基準法の道路に接道していないことがわかりました。建築計画地の東側は、私が相続する以前より出入口通路として利用しておりましたので、私たちは現在まで何の疑いもなく利用し続けてしまいました。建築計画地については、樹木等を植え、庭のように利用しておりました。農地法のことをよく知らなかったとはいえ農地転用許可を取得せずに通路や庭として長年利用してしまいましたことを誠に申し訳なく心からお詫び申し上げる次第です。今後は、二度とこのようなことの無いよう、法を守る所存であります。今般の農地転用許可申請において、通路部分は現在居住地の接道として確保したい土地であり、車両が通行できる幅を現状のまま残しての申請となりますことをご許しくくださいますようお願い申し上げます。建築計画地は、現在居住地の隣に位置しますので、新築しても今までどおり兄弟で協力しあい、近所の方々とも今まで通りお付き合いしていけるので、この土地を選びました。以上のような理由から、今回の農地法第4条第1項の規定による許可申請を致しますので、御許可の程、何卒宜しくお願い致します。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
5番	受付番号270号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書・始末書が添付されていますので朗読いたします。
	今回、申請地の隣接地に建築されている専用住宅を建て替えることになりました。調査したところ、今まで居宅への進入路として利用

	<p>していた部分が農地であることが判明しました。相続で譲り受けたとはいえ、農地を違法で利用していたことを深くお詫びいたします。</p> <p>そこで、進入路として使ってしまったを農地転用の許可を得ることにより是正させていただきたいと思います。今後このような違反が起こらないよう細心の注意を致しますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p>
(議案第3号)	<p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。ただし、受付番号274、275及び278号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限等に該当する案件でありますので、審議、採決に際しましては、木村 俊之委員の退席を求めることとなります。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。271号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、持ち家で生活しておりますが、近隣の工場の騒音等により、生活に支障をきたしているため、新たな住まいの場所を探していました。申請農地は、現在の住まいとほぼ変わらない生活圏にあり、大型ショッピングモール、また にも近く、とても住環境が良いことから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。272号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、市内のアパートで生活しております。こどもがうまれるため、住宅の建設を考えていました。申請農地は、保育園や小学校、また大型商業施設など、住環境が整った場所であることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、</p>

申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、の例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われま
す。273号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、市外のアパートで生活しております。今後家賃を支払うより、家を建て、住宅ローンの支払いの方が将来的かつ経済的であるため、自分達の家を持ちたいと考えました。申請農地は既存住宅に介在し、周辺には、
小学校、羽生病院など、今後の将来を考えると、とても住環境の整った場所であることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。274号では、太陽光発電施設を設けるものです。譲受人は、
に事務所を置き、太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、周辺に日光を遮る高い建物がなく、太陽光発電の採算も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。なお、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。275号では、太陽光発電施設を設けるものです。譲受人は、
に事務所を置き、太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、周辺に日光を遮る高い建物がなく、太陽光発電の採算も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。なお、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。276号では、進入路を設けるものです。譲渡人は兄、譲受人は弟であります。現在、兄弟で生活しており、このほど兄が実家のそばに住宅を建築することになり、敷地を調査したところ、申請地は、農地でした。引き続き、実家への通路で使用する必要があるため、改めて農地法の許可を得て、進入路敷としての申請を行うものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。277号では、進入路を設けるものです。譲受人が住宅の建替を計画し調査したところ、道路に接していないことが判明しました。建築計画を進めるため、譲渡人へ相談したところ、同意を得られたことから、進入路敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。278号では、太陽光発電施設を設けるものです。譲受人は、
に事務所を置き、太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、周辺に日

	<p>光を遮る高い建物がなく、太陽光発電の採算も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。なお、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。279号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、祖父所有の戸建てにて生活しております。この家は老朽化が著しいため、新たな住宅の建築を考えました。申請農地は勤務地が徒歩圏内と通勤に非常に便利のため、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。280号では、駐車場を設けるものです。譲受人は、自動車修理業を営んでおります。このほど来客用及び修理車両の駐車場が必要となりました。申請農地は修理工場に隣接しており、譲渡人の同意を得られたことから、駐車場敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。281号では、農業用施設を設けるものです。譲受人は、市内に事務所を置き、令和3年から果樹を生産する法人です。現在、<input type="text"/>の農場でイチゴを生産しております。生産も順調に進み、今後、生産の拡大、効率化を図るために、作業場や販売所、イチゴを集荷する施設が必要となりました。申請農地は農園内で、譲渡人の了解も得られたことから、農業用施設敷として申請するものです。申請農地は、農用地区域、通称青地です。原則として不許可相当ではありますが、申請事由が農業用施設であり、例外として、許可相当になるものと思われます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
9番	<p>受付番号271号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、<input type="text"/>（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>計画事業及び施設内容</p> <p>現在戸建てで生活しておりますが、近隣の工場の騒音・粉塵等に悩まされ、睡眠が十分にとれず生活に支障をきたしてしまいました。そこで羽生市内の土地を買い入れて自宅を新築したく申請します。</p> <p>土地選定理由</p> <p>既存集落内に存し、<input type="text"/> 駅、ショッピングモール、コンビニエン</p>

	<p>ストア、小学校が近く住宅地として環境良好であることと、近隣に工場等もなく閑静な住宅街である為申請地を選定いたしました。</p> <p>また、周辺の市街化区域や市街化調整区域非農地でも検討しましたが、適地がありませんでした。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
9 番	<p>受付番号273号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>羽生市大字、地目畑、面積350.89㎡</p> <p>今般、上記土地に専用住宅を建築したく、農地法第5条許可及び開発許可申請を致します。現在はにおいてアパートを借り夫婦2人で生活しております。結婚当初より賃貸料を支払うより、住宅ローンの支払いのほうが将来的かつ経済的であると話し合いをしてまいりました。私たちは所有する土地や建物がないため、方々探して申請地に出会うことが出来ました。申請地は 駅や病院、大型ショッピングセンターにも近く、小学校など教育施設も充実しており、何より私の実家にも近いため、積極的に両親の手伝いができると思い決意いたしました。許可後は近隣の方々に迷惑のかからないよう生活していきますので、どうかご許可下さいますようお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
8 番	<p>受付番号272号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私は、羽生市 に妻と二人で住んでいます。子供が生まれるため将来を考え専用住宅を建設することを決めました。現在は市街地に住んでいますが、市街化調整区域に実家があり、勤務先が なので車通勤を考え近辺の市街化区域で土地を探しましたが見つからず。そこで市街化調整区域に範囲を広げ探したところ本申請地を見つけ申請に及ぶものです。なお、本申請地は保育園や小学校も近くにあり、将来何かと便利な場所ですので何卒ご許可下さいますようお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>

2番	受付番号274号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	事業を行う理由、設置の必要性
	譲受人である 〃は定款及び履歴事項証明書にある
	とおり、事業目的として再生可能エネルギー発電事業及びそれに付
	随する土地管理を行っている法人です。CO2排出量削減という社会
	的な強い要望に応えるためにも積極的に再生可能エネルギー発電施
	設の拡充に努めております。土地の選定理由は次の通りであります
	が、損益シミュレーションの結果より、事業としても採算性があると
	判断し、申請に至ったところであります。
	土地の選定理由と規模決定理由について
	太陽光発電事業も買取価格が下がり、事業投資費用面から農地等を
	活用しないと事業が成立しない状況にあります。他に太陽光発電施
	設用地の条件として、目安は面積が1000㎡程度で周囲に高い建物が
	無いことというのがありますが、今回の申請地は細長ではあります
	が、1297㎡で広めで、パネル配置図にあるようにパネル168枚が並
	べられ、低圧発電施設を1基設置できます。また、周囲環境や立地
	条件等から日当たりもよく、太陽光発電に適した土地であり、損益
	シミュレーションの結果よりも採算性があると判断いたしました。
	何卒ご理解の上、許可賜りますようお願い申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
6番	受付番号275号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書
	類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	譲受人である 〃は定款及び履歴事項証明書にある
	とおり、事業目的として再生可能エネルギー発電事業及びそれに付
	随する土地管理を行っている法人です。CO2排出量削減という社会
	的な強い要望に応えるためにも積極的に再生可能エネルギー発電施
	設の拡充に努めております。土地の選定理由は次の通りであります
	が、損益シミュレーションの結果より、事業としても採算性があると
	判断し、申請に至ったところであります。
	土地の選定理由と規模決定理由について

	<p>太陽光発電事業も買取価格が下がり、事業投資費用面から農地等を活用しないと事業が成立しない状況にあります。他に太陽光発電施設用地の条件として、目安は面積が1000㎡程度で周囲に高い建物が無いことというのがありますが、今回の申請地は737㎡と小さめですが、形がよく、パネル配置図にあるように効率的にパネル156枚が並べられ、低圧発電施設を1基設置できます。また、周囲環境や立地条件等から日当たりもよく、太陽光発電に適した土地であり、損益シミュレーションの結果よりも採算性があると判断いたしました。何卒ご理解の上、許可賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
1 1 番	<p>受付番号276号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、受付番号269番と同じです。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、私達兄弟は互いの家族とともに羽生市に居住しております。今般、兄である 〇〇〇 が長年の夢であった自分自身の家を建てたいと考えました。現在の居住地は居住以外に車庫や物置があるため、この敷地内に建築することが難しいので、南側の土地、羽生市 〇〇〇 で建築する計画を考えました。新築する事に関して、住宅メーカーや土地家屋調査士に調査してもらったところ、建築計画地が農地法に違反している状態にあることや、現在居住地は建築基準法の道路に接道していないことがわかりました。建築計画地の東側は、兄が相続する以前より出入口通路として利用しておりましたので、私たちは現在まで何の疑いもなく利用し続けてしまいました。建築計画地については、樹木等を植え、庭のように利用しておりました。農地法のことをよく知らなかったとはいえ農地転用許可を取得せずに通路や庭として長年利用してしまいましたことを誠に申し訳なく心からお詫び申し上げる次第です。今後は、二度とこのようなことの無いよう、法を守る所存であります。今般の農地転用許可の申請に伴い、本来であれば違反部分は樹木等を撤去し、通路部分の舗装をはがし、畑に戻してからの申請とすべきところではございますが、公道に出るための通路は現状この一か所しかありません。今回の農地転用許可申請において、通路部分は現在居住地の接道として確保したい土地であり、車両が通行できる幅を現状のまま残しての申請となりますことをお許しくさいますようお願い申し上げます。兄の建築計画地は、現在居住地の隣に位置しますので、新築しても今までどおり兄弟で協力しあい、</p>

	<p>近所の方々とも今まで通りお付き合いしていきたいと考えております。以上のような理由から、今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請を致しますので、御許可の程、何卒宜しくお願い致します。以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
1 1 番	<p>受付番号277号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>
	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p>
	<p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>
	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。現在の住宅等は、老朽化が進んでいる部分もあり、住宅の建替を計画しておりました。計画に先立ち、敷地の境界確定を行った結果、自己所有地大字 は道路に接しておらず、だいぶ以前より西側所有者様の土地の一部から出入りしていたことも判明いたしました。建築計画を進めるため、隣接地所有者様にご相談したところ、快く土地を譲っていただけることとなり、計画を進めることができるようになりました。よって法令手続きの申請をするものです。</p>
	<p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
7 番	<p>受付番号278号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>
	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p>
	<p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>
	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。譲受人である は定款及び履歴事項証明書にあるとおり、事業目的として再生可能エネルギー発電事業及びそれに付随する土地管理を行っている法人です。CO2排出量削減という社会的な強い要望に応えるためにも積極的に再生可能エネルギー発電施設の拡充に努めております。土地の選定理由は次の通りであります。が、損益シミュレーションの結果より、事業としても採算性があると判断し、申請に至ったところであります。</p>
	<p>土地の選定理由と規模決定理由について</p>
	<p>太陽光発電事業も買取価格が下がり、事業投資費用面から農地等を活用しないと事業が成立しない状況にあります。他に太陽光発電施設用地の条件として、目安は面積が1000㎡程度で周囲に高い建物が無いことというのがありますが、今回の申請地は924㎡で三角地ではありますが、パネル配置図にあるように効率的にパネル168枚が並べられ、低圧発電施設を1基設置できます。また、周囲環境や立地</p>

	<p>条件等から日当たりもよく、太陽光発電に適した土地であり、損益シミュレーションの結果よりも採算性があると判断いたしました。</p> <p>何卒ご理解の上、許可賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
7番	<p>受付番号279号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は現在羽生市 で祖父の所有する戸建に居住しております。</p> <p>築30年の建物で老朽化がいたるところで見受けられるため、取壊しを検討しているとのことなので、新居について家族で話し合いをしてまいりました。私の勤務地が羽生市内の為、市内の市街化区域・非農地で、車が2台駐車できるよう250㎡の土地を建築用地として探しておりましたが、該当する土地がありませんでした。そんな折に知人から申請地の紹介を受けました。申請地は200㎡ない敷地ですが、建物計画により車2台が駐車でき、何より、勤務地が徒歩圏内と通勤に非常に便利な為、私の建築地として最適な場所であると判断しました。申請にあたり、関係各課の支持を履行しますので何卒ご配慮賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
事務局	<p>受付番号280号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は、現在自動車修理業を営んでおります。今回申請した土地は、自宅と隣接し修理工場とも道路を挟んで目の前であり使用するのに大変便利であることから、来客者用の駐車場及び、車両置き場として活用したいと考えております。また、所有者から私が土地の管理を任されており、土地の有効活用の観点からも申請をするものです。</p> <p>以上の理由につき、ご理解の上、許可を下さいますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
事務局	<p>受付番号281号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書</p>

	類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	弊社は、令和3年7月1日より から農事部門を独立させ子会社化、株式会社げんき農場として営農を行っています。
	令和3年11月1日に賃借人の名義変更が完了し、約1.2haの農地を借受け、施設いちご栽培を行っているところです。生産も順調に進み、栽培面積を20aから令和5年より70aに規模を拡大させ、新たに羽生市の名産となるよう邁進しております。当該農地において、いちごのパック詰めや出荷を行うにあたり、作業場、事務所、いちごの販売をするための売店、従業員休憩スペース及び駐車場の設置をするため農地転用及び都市計画法29条許可の申請をする次第です。既利用の土地を含め、栽培ハウスに隣接した場所で作業することにより作業効率が向上いたします。また駐車場については、
	の駐車場を利用していることから、ほ場内に駐車場を設置することで従業員の労働環境の改善に寄与するものと思います。関係法令の遵守はもとより、周辺への影響がないように努めたいと思います。ご審議の程よろしくお願ひ致します。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	まずは受付番号274、275及び278号を除く案件について、ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願ひます。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、採決に移ります。ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の受付番号274、275及び278号を除く案件については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「挙手」願ひます。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による受付番号274、275及び278号を除く案件の許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。続きまして、受付番号274、275及び278号について、ご質疑・ご発言を願ひますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当するため、議席番号9番木村委員の退席を願ひします。
	（木村委員退席）
	それでは受付番号274、275及び278号について、ご質疑ご発言を願ひます。

	(発言なし)
	特に発言もないようですので、採決に移ります。ただいま議題と
	なっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の受
	付番号274、275及び278号については、担当委員の報告
	のとおり許可することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定によ
	る受付番号274、275及び278号の許可申請については、
	許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたしま
	す。それでは、木村委員の入室をお願いします。
	(木村委員入室)
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より
	諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の確認
	についてでございますが、これは市街化区域内農地を自己用として、
	転用を行う場合に届出をするものです。ご覧のとおり、駐車場敷2
	でございました。
	報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認
	についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移
	転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。ご覧のとおり、住
	宅敷5件、共同住宅敷1件、建売住宅敷1件、駐車場敷1件でござ
	いました。
	報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでござ
	いませうが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合
	意の解約となります。2件ございました。
	報告事項4 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、
	これは県許可のありました、5月分でございます。右側の備考欄を
	ご覧頂きたいと思いますが、5条が8件ございました。
	以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。
	① 7月の定例農業委員会について
	② 農地相談会について
	③ 記録簿の提出について
議長	(発言なし)
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、 ここに署名する。</p>	

令和5年 6月 26日

会 長

署名委員

署名委員
